

児童手当受給者 各位

平成28年度 児童手当・特例給付現況届の提出について

児童手当・特例給付の受給者は、平成28年6月1日における状況を現況届により提出していただき、引き続き受給する要件があるか審査を受ける必要があります。つきましては、下記のとおり同封の現況届に記入のうえ、必要書類を添えてご提出ください。提出がない場合は6月分以降の手当が受給できなくなりますのでご注意ください。

1 提出書類

- ・平成28年度児童手当・特例給付現況届（同封の用紙）

※裏面の記載例をご参考に必要事項を明記のうえご提出ください。

- ・受給者の健康保険証の写し

※受給者名が記載されていれば、家族（配偶者や児童）の健康保険証の写しでも構いません。

なお、国民健康保険に加入している方は必要ありません。

※次の①・②に該当する方には、以下の書類が別途必要となりますのでご注意ください。

- ① 平成28年1月2日以降に鎌ヶ谷市へ転入してきた方

⇒平成28年度所得証明書（平成28年1月1日に住民登録のあった市町村で発行します）

- ② 受給者と児童が違う住所地に住んでいる方

⇒・別居監護申立書

- ・児童の個人番号カードまたは通知カードの写し（児童が市内に在住の場合）

- ・児童の属する世帯全員の住民票（児童が他市町村に在住の場合）

※児童の個人番号が記載されたもの

- ・来庁される方の運転免許証やパスポートなどの身元確認（窓口提出の場合）

2 提出期限 平成28年6月30日（木）※郵送の場合は、6月30日消印有効です。

3 提出方法 原則として同封の返信用封筒（切手不要）による郵送

※こども支援課窓口においても受付をしておりますが、窓口が大変混雑しますので、返信用封筒による提出にご協力ください。